

**富山高山すし空港を起点とした
インバウンド誘客強化事業（メディア・インフルエンサー招聘）業務委託仕様書**

1 業務名

富山高山すし空港を起点としたインバウンド誘客強化事業（メディア・インフルエンサー招聘）業務

2 業務の目的

富山空港の新愛称を「富山高山すし空港」に決定したことを契機として、インバウンドに対する本県の認知度向上を図り、空港を起点とした富山県と岐阜県（特に飛騨地域）の広域周遊を促進する。

3 業務内容

富山空港の新愛称を「富山高山すし空港」に決定したことを契機として、インバウンドに対する本県の認知度向上を図るとともに、富山県と岐阜県（特に飛騨地域）の広域周遊を促進するため、メディア・インフルエンサーを活用した情報発信を以下により実施する。

（1）メディア・インフルエンサー招聘及び情報発信の概要

○招聘及び情報発信の時期：令和8年秋から令和9年3月

○対象市場：英語での情報発信が可能な市場として、①欧州、②米国、③シンガポールを主要ターゲットとする。

○招聘回数：計3回以上（対象市場ごとに各1回以上）

○被招聘者：ターゲット市場に対して効果的な情報発信が可能なメディア又はインフルエンサー

○招聘日数：招聘1回につき概ね2泊以上

○訪問地域：富山県及び岐阜県（特に高山市や白川村などインバウンドの来訪の多い飛騨地域）

○発信内容：特に以下の点について情報発信を行うこと。

- ・富山県に空港があること
- ・富山空港が富山や岐阜県（特に飛騨地域）を訪れる際の起点となり得ること
- ・富山県の観光の魅力
- ・富山県及び岐阜県（特に飛騨地域）の周遊の魅力
- ・富山県と岐阜県（特に飛騨地域）への移動手段
- ・その他富山県の滞在及び岐阜県（特に飛騨地域）との周遊促進に資する情報

※企画提案において、具体的な被招聘者の候補、情報発信の内容（媒体、発信時期、回数、発信の情報量）について提案すること。

(2) メディア・インフルエンサー招聘に係る業務内容

①招聘に係る行程の作成

- ・ 富山県と協議のうえ招聘の行程を作成すること。
- ・ 基本的に富山県及び岐阜県（特に飛騨地域）を訪問する行程とすること。
- ・ 行程は招聘 1 回につき概ね 2 泊以上を想定し、うち最低 1 泊は富山県内での宿泊とする。
- ・ 富山県への招聘前後の被招聘者の滞在地に応じ、移動手段として富山・羽田便を利用しての富山空港の活用が可能であれば検討すること。
- ・ 富山県と岐阜県の移動にあたっては、訪日外国人旅行者の利用が想定される鉄道や高速バスの利用を想定すること。

②被招聘者の選定

- ・ 被招聘者については、富山県との協議のうえ決定すること。なお、被招聘者は国内在住であるか、海外在住であるかは問わない。
- ・ 対象市場において使用率が高い SNS のアカウントにより、具体的な旅行行動を促進するような訴求効果の高い発信が可能な者を選定し、プロフィールを提出すること。
- ・ 被招聘者による情報発信によって見込まれる媒体接触者数、クリック数、クリック率等の目安を事前に示すこと。

③被招聘者の招聘に係る調整

- ・ 被招聘者を海外から招聘する場合は、海外旅行保険の加入（招聘期間中における病気、怪我、物損等に対応するもの）を手配するとともに、必要に応じて、日本入国に係る被招聘者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、査証申請手配を行うこと。
- ・ 被招聘者に対する招聘案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整を行うこと。

④移動手段の手配

- ・ 国際航空券が必要な場合は、手配を行うこと。
- ・ 国内移動手段の手配を行うこと。
- ・ 富山県内及び岐阜県内の滞在に際して専用車両を手配する場合は、乗車人数や荷物の運搬を考慮すること。

⑤被招聘者に係る宿泊、食事、観光入場、体験等に係る手配

- ・ 宿泊、食事、観光入場、体験等に係る手配を行うこと。
- ・ 宿泊施設の選定にあたっては、訪日外国人旅行者の受入に意欲のある施設を優先すること。
- ・ 取材先の施設や関係者に対し、情報発信に向けての必要な確認を取り、了承を得ること。

⑥添乗者、通訳者の手配

- ・ 適切に旅行管理のできる者が随行すること。
- ・ 必要に応じ通訳者を手配すること。なお、通訳が添乗者を兼務することも可とする。

⑦招聘に係るアテンド及び記録

- ・取材に係る全行程に同行し、被招聘者の取材を支援するとともに、活動実績を記録（写真撮影含む。）すること。

⑧その他留意事項

- ・被招聘者に対し、招聘事業及び訪れた取材先について、今後の誘客の参考となるよう、評価や改善点を確認し、フィードバックすること。
- ・被招聘者が十分な取材を行うことができる余裕を持った行程となるよう考慮するとともに、被招聘者が安全に行動できる体制をとること。
- ・業務内で撮影した素材については、基本的に、富山県が自由に二次利用できるものとする。
- ・宿泊地の選定においては、宿泊地も取材の一環となることに留意すること。
- ・取材中は、各種法令に抵触しないように注意すること。
- ・必要に応じ被招聘者用の Wi-Fi ルーターの手配、保険等の備えを行うこと。また、取材中に被招聘者に対し飲料水（ペットボトル水等）を提供するなど、体調管理に配慮すること。

（３）情報発信について

招聘結果に基づき、被招聘者において、SNS など発信可能な媒体において情報発信を行うこと。

また、受託者においても、被招聘者による発信以外で、本事業の取材内容をもとに、Web や現地メディア等の活用が可能な場合は情報発信を行い、より効果的な情報発信・訴求に努めること。

① 情報発信の概要

- ・発信時期：招聘から令和 9 年 3 月末まで
(令和 9 年 3 月末を超えても情報の掲載が可能であれば、掲載すること。)
- ・掲載回数：被招聘者 1 名につき、4 回以上（SNS、現地メディア等）
- ・発信媒体：SNS、現地メディア等
- ・使用言語：英語（ターゲット市場に対して英語以外に訴求可能な言語がある場合、英語を含め多言語で発信することも可）

② 記事等の作成

- ・取材に基づき、発信する情報や掲載記事等を作成すること。
- ・記事等の内容は富山県と協議のうえ、決定すること。
- ・富山県と発信内容を確認する際は日本語で行うこと。
- ・記事等の翻訳にあたっては、ネイティブチェック、ネガティブチェックを行うこと。
- ・記事等に利用する画像の収集やデザイン等のクリエイティブ作業を実施すること。
- ・記事等の原稿について、情報発信を行う施設や関係者に対し必要な確認を取り、了承を得ること。

③ 掲載状況等の分析

- ・SNS 及び現地メディア等掲載後の掲載状況、媒体接触者数、クリック数等の把握・分析を行うこと。

④ フォローアップ

- ・被招聘者等に対して必要に応じヒアリング等を行い、情報発信の状況を把握すること。

⑤ その他

- ・富山空港を起点とした富山県及び岐阜県（特に飛騨地域）の滞在、周遊を想起できるよう発信内容を工夫すること。
- ・画像の利用に際しては、著作権や肖像権に留意し、適切な処理を行うこと。
- ・記事を発信する際には、「#PR」「#宣伝」などのハッシュタグをつけることにより、ステルスマーケティングの対策を実施すること。

4 業務の進め方

業務の実施にあたっては、富山県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議した上で実施するものとする。

5 実施報告書の作成

業務が完了したときは、次の事項を含む業務実施報告書を作成し、6の履行期限までに電子データを富山県へ提出するものとする。

- ・メディア・インフルエンサー招聘の結果（被招聘者のプロフィール、取材の行程及び様子（写真画像を含む。）、アンケート結果等）
- ・情報発信の結果（発信媒体の情報、掲載年月日、掲載本数、媒体接触者数やクリック数等）
- ・被招聘者が撮影した写真画像で、富山県が2次利用可能なもの
- ・事業実施に伴う効果及び課題等の分析（参加者のニーズ、感想等）
- ・その他富山県が指示したもの

6 履行期限

令和9年3月31日（水）まで

7 その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （3）受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
- (5) 受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受注内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。